

News Release

平成 21 年 4 月 27 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ポ プ ラ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 目 黒 真 司
(コ ー ド 番 号 7 6 0 1 東 証 第 1 部)
問 い 合 せ 先 経 営 企 画 室 室 長 大 竹 修
(TEL 0 4 4 - 2 8 0 - 2 8 1 3)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 4 月 27 日開催の取締役会において、平成 21 年 5 月 28 日開催予定の第 34 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」とします。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされており、現行定款第 7 条を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規定及び文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分です)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第7条 当社は、株券を発行する。 第8条～第9条(条文省略) (单元未満株券の不発行) 第10条 当社は第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しないことができる。 (单元未満株式についての権利) 第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第12条 株主名簿管理人については次の通りとする。 1.当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。 3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p>	<p>(削除) 第7条～第8条(現行どおり) (削除) (单元未満株式についての権利) 第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 株主名簿管理人については次の通りとする。 1.当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。 (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第14条～第40条(条文省略) (新設)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第12条～第38条(現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第3条 本附則第1条及至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

以上